



国民健康保険 被保険者証の更新

毎年4月1日付けで、国民健康保険被保険者証(保険証)は更新となりますので、新しい保険証を3月末日までに**簡易書留郵便**で送付します。お手元に届きましたら、保険証の記載内容に間違いがないかご確認ください。また、現在ご使用中の保険証については、有効期限経過後に各自で責任を持って処分してください。

◎保険証の取扱い

- ・必ず手元に保管しましょう。
- ・他人に貸したり、借りることはできません。
- ・医療機関等で診察を受けるときには、必ず窓口で提示してください。
- ・コピーしたものの、有効期限の切れたものは使えません。

◎保険証の有効期限

村から交付される保険証の有効期限は1年です。
※国民健康保険税を滞納している場合は、有効期限の短い保険証が交付されます。
有効期限が切れる前に役場収納課で納付または納税相談を行い、有効期限の延長を申し出てください。



家族と離れて生活するときは遠隔地保険証が交付されます

同一生計の家族が、修学や病気療養等やむを得ない理由により家族と離れて他の自治体に住所を異動して生活をすれば使用中の保険証とは別の「遠隔地保険証」が交付されます。なお、現在遠隔地保険証が交付されている方も、保険証の有効期限切れに伴い、更新の手続きが必要となります。

◎届出に必要なもの

- ・保険証(更新の場合は旧遠隔地保険証)
- ・認印
- ・住民票
- ・病気療養等、施設に入所する場合は入所証明書

◎保険証に記載されている方に次の事由が生じたとき

・転入、出生、職場の健康保険からの脱退等による「資格取得」
・転出、死亡、職場の健康保険への加入等による「資格喪失」
・住所、氏名等の変更による「記載内容変更」
*世帯主の方が窓口へ届け出てください。
*届出に必要な書類等についてはお問い合わせください。

村への届出が必要なケース

る場合は入所証明書
・修学の場合は在学証明書
*遠隔地保険証交付後、被保険者が修学を終えたときに住所が美浦村に戻らない場合は、村の国保の加入資格を失います。世帯主は、該当者について村へ資格喪失届を提出し、資格喪失者の遠隔地保険証を返却してください。

高齢受給者証を 対象者に送付します

現在、期間限定の軽減特例措置により、医療機関の窓口で支払う自己負担金の割合が1割(本来は2割)となる対象者には、「高齢受給者証」が交付されています。
この軽減特例措置について、平成26年4月より段階的に見直しが行われることに伴い、対象者に新しい高齢受給者証を平成26年3月末日までに郵送により送付します(保険証とは別に郵送します)。

4月1日以降は新しい高齢受給者証をお使いください。
軽減特例措置の対象者は、国民健康保険に加入している70〜74歳の方のうち、「現役並み所得者」以外の方です。
なお、次に該当する方には高齢受給者証は送付されませんので、あらかじめご了承ください。

「現役並み所得者」に該当する人は…

国民健康保険に加入している70〜74歳の方のうち、住民税の課税所得が145万円以上の方、およびその同一世帯の方が該当となります。
現役並み所得者は医療費の自己負担金の割合は3割となります。ただし、下記の条件に該当する方は、村への申請により2割負担(平成26年4月1日時点で70歳以上の方は1割負担)となります。

同一世帯の 70歳以上75歳未満 の国保被保険者数		年間収入金額
①	1人	383万円未満
②		後期高齢者医療制度加入者を含めて 合計520万円未満
③	2人以上	合計520万円未満

*平成26年3月31日までに75歳に到達される方(昭和14年4月1日以前生まれ)
*医療費の一部自己負担金の割合が3割の「現役並み所得者」の方